

# 日野町奨学金の案内

## 目的

- ・教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的理由のため修学が困難な方に対し、奨学金を貸与するものです。

## 貸与対象となる修学学校

- ・高等学校等  
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（高等課程）、専修学校（高等課程）
- ・大学等  
大学、短期大学、高等専門学校（高等課程除く）、専修学校（高等課程除く）

## 貸与資格

- ・次の要件に該当する方が奨学生の対象者となります。
  - （1）日野町奨学金のみ貸与を受ける場合
    - ①日野町に居住する方または居住する方の家族で高等学校等および大学等における修学の見込みが確実であり、かつ学資の乏しい者。
    - ②次の奨学金等の貸与または給付を受けている者は対象外となります。  
日本学生支援機構法に基づく日本学生支援機構奨学金、母子福祉法による修学資金、滋賀県修学資金貸与条例による奨学資金、滋賀県修学奨励資金給付規則による奨励資金等。
  - （2）日野町奨学金と日本学生支援機構奨学金第一種奨学金の貸与を受ける場合
    - ①日野町に居住する方または居住する方の家族で大学等における修学の見込みが確実であり、かつ著しく学資の乏しい者。
    - ②日本学生支援機構法に基づく日本学生支援機構奨学金第一種奨学金の貸与を受けている者。

## 貸与額（無利子）

- ・高等学校等      月額 10,000円以内
- ・大学等            月額 20,000円以内

## 貸与申請

- ・次の書類を日野町教育委員会に提出してください。
  - (1) 奨学生願書（別記様式第1号）
  - (2) 世帯全員の住民票記載事項証明書
  - (3) 在学証明書
  - (4) 日本学生支援機構法に基づく日本学生支援機構奨学金第一種奨学金の貸与を受けていることがわかる書類 ※貸与資格（2）を希望される場合のみ
- ・提出期日 令和6年4月30日（火）まで

## 貸与決定

- ・教育委員会が選考し貸与決定者に対して、奨学生選定通知書によって本人に通知します。
- ・経済的理由により修学に困難がある程度（家計）については、独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金貸与の収入基準に準じて教育委員会が判断します。
  - (1) 貸与対象（1）の場合
    - 【参考】収入・所得の目安 ※独立行政法人日本学生支援機構R3年度入学者用  
給与所得者の世帯の場合〈想定世帯構成（母無職・無収入）〉

3人世帯：世帯員	本人・父・母	収入金額	716万円以下
4人世帯：世帯員	本人・父・母・高校生	収入金額	790万円以下
5人世帯：世帯員	本人・父・母・高校生・中学生	収入金額	922万円以下
  - (2) 貸与対象（2）の場合
    - 【参考】収入・所得の目安 ※独立行政法人日本学生支援機構R3年度入学者用  
給与所得者の世帯の場合〈想定世帯構成（母無職・無収入）〉

3人世帯：世帯員	本人・父・母	収入金額	572.8万円以下
4人世帯：世帯員	本人・父・母・高校生	収入金額	632万円以下
5人世帯：世帯員	本人・父・母・高校生・中学生	収入金額	737.6万円以下

- ・前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に、連帯保証人の連署をもって「誓約書」を教育委員会に提出していただきます。

## 奨学金の貸与

- ・奨学金は、奨学生に採用され教育委員会が貸与を認めた月から、学校教育法に定めるそれぞれの高等学校等または大学等の修業年限（奨学生が現に在学する高等学校等または大学等の正規の修業年限に限る。）を上限とし、毎年貸与します。
- ・奨学生は、毎年在籍及び奨学金の継続貸与の確認を行うため「在学証明書」及び「継続申請書」を教育委員会に提出していただきます。
- ・奨学金は、毎年2回に分割して貸与します。
- ・貸与資格（2）による貸与を希望する場合、当該年度における日本学生支援機構法に基づく日本学生支援機構奨学金第一種奨学金の貸与の決定があった月分から貸与します。

## 奨学生の停止、廃止

- ・次に該当するときは、貸与を停止、廃止することがあります。
  - (1) 正当な理由がなく長期欠席し、又は転校し若しくは退学したとき。
  - (2) 学業成績が著しく不良と認められるとき。
  - (3) 性行が著しく不良と認められるとき。
  - (4) 傷病その他の理由により卒業の見込みがないと認められるとき。
  - (5) 奨学金の貸与が不必要となったとき。
  - (6) その他教育委員会が貸与を不相当と認めたとき。

## 異動の届出

- ・次の異動があるときは届出をしていただきます。
  - (1) 奨学生が休学、復学、転学又は退学しようとするとき（休学等届）。
  - (2) 本人及び連帯保証人の住所、職業その他、事項に異動があったとき（身上異動届）。

## 奨学金の返還

- ・奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。
- ・奨学生は貸与期間が終了後、「奨学金借用証書」を提出していただきます。
- ・奨学金の返還は無利子です。
- ・返還期間は卒業する年の4月から起算して貸与資格（1）の場合、貸与を受けた期間の2倍の月数の最後の月までに、貸与資格（2）の場合、貸与を受けた期間の3倍の月数の最後の月までに、月賦または年賦により返還いただきます。
- ・返還方法は原則として「口座振替」で返還していただきます。利用できる金融機関は、滋賀銀行・関西アーバン銀行・湖東信用金庫・JAグリーン近江です。
- ・引き続き在学または進学等される場合は奨学金の「返還猶予」を受けることができます。

## その他

奨学生が退学し、または奨学金の貸与を辞退し、若しくは廃止されたときは前項に準じて返還していただきます。

【お問合せ先】  
日野町教育委員会事務局  
学校教育課  
電話 0748-52-6564（直通）